

官報

昭和二十三年三月二十日

○第二回 衆議院會議錄第二十六号

昭和二十三年三月十九日(金曜日)

午後四時三十分開議

議事日程 第二十三号

昭和二十三年三月十九日(金曜日)

午後一時開議

第一 自由討論 (前会の続)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨十八日芦田内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

大藏事務官 日下部 滋

大藏事務官 松尾 俊次

大藏事務官 原田 富一

第二回國會議員を命ずる(三月十六日)

内閣官房次長 有田 喜一

内閣官房次長 福島慎太郎

連絡調整中央 曾 彌 益

事務局長官 益

總理廳事務官 都村新次郎

第二回國會議員を命ずる(三月十八日)

一、昨十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

政府職員に俸給等に関する法律案

政府職員に俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案

一、昨十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

政府職員に俸給等に関する法律案

(内閣提出)(第一五五号)

政府職員に俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案(内閣提出)(第一六六号)

以上二件 財政及び金融委員会付託

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

昭和二十二年年度一般会計予算補正(第一五五号)

昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第九号)

昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第九号)

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

昭和二十二年年度一般会計予算補正(第一五五号)、昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第九号)、昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第十号)右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員会理事川島金次君。

昭和二十二年年度一般会計予算補正(第一五五号)に関する報告書

昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第九号)に関する報告書

昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第一〇号)に関する報告書

〔都合により第三十二号の末尾に掲載〕

〔川島金次君登壇〕

○川島金次君 ただいま議題となりま

した昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第九号)、昭和二十二年年度一般会計予算補正(第一五五号)並びに昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第一〇号)について、その内容及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず特別会計予算補正(特第九号)は、専賣局特別会計は二特別会計に關するものでありまして、その内訳

は、專賣局特別会計においては、タバコの賣上増進対策としての福利券の發行に必要な事務費並びに電気製塩業者その他の貸付金計一億三千九百万円、これは既定の予備費をもつて賄つております。厚生保險特別会計においては、保險金給付費、療養の給付費の増加その他のため一億五千九百万円、労働者災害補償保險特別会計においては、保險金支出に要する経費その他のため三億九百万円、この二つはいずれも保險料収入の増加によつて賄ふことになつております。また福利の賞金等支拂のため國庫債務負担行為として六億三千九百万円が要請されております。

次に、一般会計予算補正(第一五五号)について申し上げます。この予算は、政府が臨時給與委員會の答申に基いて政府職員に給與水準を平均二千九百二十円に引上げるに伴う経費及び本年度の既定予算の不足を補うため緊急に必要な経費に関するものであります。給與水準引上げに伴う経費は、一般会計所屬職員、地方警察職員、教員等の分を合して二十三億五千九百万円、特別会計所屬職員の分を一般会計で賄うため三十一億九千九百万円、地方公共團體職員への引上げの財源として地方公共團體への貸付二十七億九千九百万円、以上合計八十三億四千九百万円であります。この給與水準引上げの具体的措置は、とありあふ二千五百円水準までを支給し、残余の額は階級制、地域差等による支給方法を決定した後まで延ばす予定であるので、年度内に間に合わない場合は翌年度への繰越使用を認められたいとのことであります。

給與改善費の他の経費としましては、超過勤務手当の不足額二億三千九百万円、船舶運賃會補助の増加十四億三千万円、警察官増員の費用二億八千万円、農地改革費四億二千万円などがおもなものであります。給與費をも含めて歳出の追加額は百二十一億七千九百万円となっております。この財源には、主として既定予算中の不用額をもつて充てておりますが、そのおもなものは、貿易資金繰入れの減少四十七億四千九百万円、復興金融庫出資予定の減少四十億九百万円、價格調整費の減少二十億九百万円などであります。

次に、特別会計予算補正(特第一〇号)について申し上げます。これは二十一の特別会計に関するものでありまして、歳出の増加額は、各特別会計を合計して二百九億九千万円であります。そのうちおもなものは、給與水準引上げのため三十七億九千九百万円、國有鐵道事業運轉資金補正に必要な経費三十億九千九百万円、食糧証券等公債借換の経費三十七億九千九百万円などであります。この財源としては、給與費は大体一般会計よりの繰入金によつては、公債金収入として鐵道特別会計に三十一億三千万円、通信特別会計に七千九百万円が計上されております。

以上が予算の内容であります。次に委員會における質疑應答のうちおもなものを報告いたします。

まず、二千九百二十円は妥當な給與水準であるかどうかとの質問に対し、インフレの現状にあつては二千九百二十円水準は必ずしも食つていけない十分な給與であるとは思われないが、諸般の情勢上、組合側には一まずこれを受諾してもらふよりほかはない、來年度以降の分はまた新しい情勢に對應して考

官報号外 昭和二十三年三月十九日 衆議院會議錄第二十六号 議長報告 昭和二十二年年度一般会計予算補正(第一五五号)外三件

慮したいとの政府側の答弁でありました。また、この給與水準は臨時給與委員会の答申によつてゐるが、この委員会の構成には國鉄以外の組合は参加していないから民主的なものとは言えないではないかと質問に対しては、從來のこの種委員会が一方的に政府側によつてつくりだされたに比しては十分に民主的であるとの答弁でありました。また、この新給與の支給はこの給與体系をのむことを条件とするのではないかと質問に対しては、政府側としては絶対にそのような意思はない、ただ一刻も早く組合側にこの給與水準を認めてもらつて、争議態勢を解いてもらうことが必要であるとの答弁でありました。

最後に、前内閣の公約した六・三制ならびに水害地復旧の経費が全然計上してないのはどうしたのかとの質問に対しては、これらは極力計上するように努力したが、財源並びに時期その他の理由により次の予算に譲ることにしたとの答弁がありました。

次に討論に入り、民主自由党を代表して磯崎貞彦君より、二千九百二十円の支給の政府側の基礎が明瞭を欠いてゐるので、政府は責任をもつて善処を要望する、なお残額四百二十円を支給するに際しては、慎重審議を要するため法案を同時に提出すべきことを求めて本案に賛成。また日本社会党を代表して稻村順三君より、二千九百二十円については、内容複雑なるため慎重なる態度をもつて善処すべきこと、また支給に際しては、一部官俸がこれを争議対策に利用することがあつてはならない、また今後支給さるべき四百二十

円については職階制の改革に充てるとのことであるが、そうなる二千五百円だけが生活給のごとき印象を受けるので、今後の支給については十分この点考慮するようにとの希望あり、本案に賛成。民主党を代表して長野重右エ門君より、本案審議の際における政府側の答弁の効果をあげるようにとの希望があつて賛意を表し、また民主自由党、社会党、民主党の代表よりそれぞれ、水害地復旧費、六・三制経費が本予算に計上されてないのは遺憾であるが、これはぜひ次の予算に組み入れるべきであるとの条件をつけ、討論を終り、採決の結果、全員一致をもつてこの三予算を可決いたしました。

なお続いて大蔵大臣より発言あり、六・三制と水害地復旧の経費はできるだけ早く予算に計上して御趣旨に副いた旨述べられて、委員会を終りました。

以上、簡単に報告いたします。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 三案を一括して採決いたします。三案の委員長報告はいずれも可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。

政府職員の俸給等に関する法律案(内閣提出)
政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案(内閣提出)

○笠口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、政府職員の俸給等に関する法律案及び政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案の両案を一括して議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(松岡駒吉君) 笠口君の動議に御異議ありませんか。
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

政府職員の俸給等に関する法律案、政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員会理事梅林時雄君。

政府職員の俸給等に関する法律案
官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者(内閣総理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官及び他の法律に特別の定めのあるものを除く。以下職員という。)に対しては、昭和二十三年一月一日に遡及して、職員総平均の月収二千九百二十円の俸給等を支給するものとする。
臨時給與委員會の第一報告書及び第二報告書に示された各職員の俸給等を決定する方法及び原則並びにその他の事項は、職員総平均の月収二

千九百二十円の水準の下における各職員の俸給等を決定する場合に、これを採用するものとする。
前二項の俸給等の額及びその支給に関する事項は、別に法律で、これを定める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 この法律の本則第三項の規定による俸給等の額及びその支給に関する事項を定める法律の規定が適用せられるまでの間、職員に對しては、昭和二十三年一月一日に遡及して職員総平均の月収二千五百円の暫定給與を支給することができ。

第三條 暫定給與は、暫定俸給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当とする。

第四條 職員の暫定俸給の月額、その現に受ける俸給又は給料、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額(以下現俸給という。)に、その職員の勤務時間に應じて定めた左の各号の一の割合を夫々乗じて得た金額とする。
一 平均一週間当りの所定拘束勤務時間が、四十一時間三十分以上四十四時間未満のものにあつては、十五割
二 平均一週間当りの所定拘束勤務時間が、四十四時間以上四十八時間未満のものにあつては、十六割
三 平均一週間当りの所定拘束勤務時間が、四十八時間以上のも

第五條 暫定扶養手当の月額は、扶養親族一人につき、二百二十五円とする。

第六條 暫定勤務地手当は、生計費の高い特定の地域に在勤する職員に對し、これを支給する。

第七條 職員が執務しないときは、その執務しないことにつき、特に承認のあつた場合を除く外、第四條第二項(前條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その執務しない一時間につき、一時間当りの暫定俸給(これに對する暫定勤務地手当を含む。以下同じ。)を減額する。

前項の一時間当りの暫定俸給の額は、昭和二十二年法律第六十七号(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に

関係する法律案(内閣提出) 政府職員の俸給等に関する法律案(内閣提出) 政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案(内閣提出)

関する法律)に基き、超過勤務手当を支給する場合における一時間当りの給與額の計算方法と同様の方法によつて計算した額とする。

第一項の場合において、その月の暫定給與が既に支給されているときは、その後において支給すべき給與から、これを減額する。

第八條 職員が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた現俸給、臨時家族手当給與令による臨時家族手当、大正九年勅令第四百五号(交通至難の場合に在勤する職員に手当給與の件)による臨時勤務地手当及び昭和二十二年法律第四百十号(政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律)による臨時手当は、この法律による暫定給與の内拂とみなす。

前項の規定により内拂金とみなされた金額とこの法律による暫定給與との差額は、所得税法の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

政府職員の俸給等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書(都合により第三十二号の末尾に掲載)

政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金金に関する法律案

政府は、臨時給與委員会の第一報告書及び第二報告書に基く俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命

命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定における経費の財源に充てるため、一般会計から、大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定に繰入金金をすることができ。但し、その金額は、大蔵省預金部特別会計については、一億九千六百八十三千円、國有鉄道事業特別会計については、十九億九千四百二十二千円、通信事業特別会計については、九億三千九百九十四千円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定については、一億六千七百八十一万五千円、同会計の年金勘定については、四百八十三万四千円を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金金については、後日大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定から、各、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書(都合により第三十二号の末尾に掲載)

政府は、臨時給與委員会の第一報告書及び第二報告書に基く俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命

○梅林時雄君登壇
梅林時雄君 たいだいま議題となりました二案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果を概略報告申し上げます。

まず政府職員の俸給等に関する法律案について、立案の趣旨及び法律案の概要を御説明申し上げます。

政府は昨年、全通その他官公職員の労働組合の争議に関する中央労働委員会の調停案を受諾したのであります。この調停案に基き新給與案を審議するため設置せられた臨時給與委員会、本年一月二十七日以降約四旬余にわたり慎重審議を重ねた結果、去る二月二十日第一報告書を、三月六日には第二報告書をそれぞれ政府に提出するに至つたのであります。この委員会の構成、運営の面から見て、その到達した結論が、ともかく現状において望み得られる限りの客観的資料を使用し、周到な検討を加えた結果作成されたものでありますので、この報告書の内容は現在としては最も公正妥當なものであり、従つてこれに従うことが政府職員の給與問題を最も民主的に処理することとなると考へるのであります。右の見地に立ち、政府としては右の報告書に基く新給與案の実施が、その内容から見て今日の國家財政にとりまことに重大な負担であるにもかかわらず、政府職員の現行給與水準が特に低きに失し、その生活が極度の窮乏に陥つておる事実を率直に認め、新給與案を実施するため、これに必要な予算とともにこの法律案を提出せられた次第であります。

この法律案の内容を簡単に申し上げますと、まず本則において、内閣總理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官等を除いた職員に對し、臨時給與委員會の第一報告書及び第二報告書に基いて、新給與水準すなわち二千九百二十円水準による俸給等を本年一月にさかのぼつて支給することとし、右の俸給等の額及びその支給に関する事項は別に法律でこれを定めることとしてあります。なお内閣總理大臣等はこの法律の適用を受けない者の俸給等についても、別に法律でこれを定めることとしてあります。

しかしながら、これが実施には諸般の情勢からしてなお若干の時日を必要とするのであります。他面政府職員としての生活の実情を思ひますとき、新給與案の実施に至るまでの間のつなぎとして、新給與水準の一部の内拂いが必要とする事態に當面してゐる次第であります。従つて、この法律案の附則において、右の二千九百二十円のうち二千五百円程度を暫定給與とし、本年一月に遡及して内拂いすることとし、その暫定給與の種類、支給方法を規定いたしました次第であります。

今その要点をかいつままで申し上げますと、次の通りであります。

一、暫定給與の種類は、暫定俸給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当の三つといたします。

二、暫定俸給の額は、現俸給または給料、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額にそれら所定の勤務時間数に應じて十五割ないし十七割を乗じて算出した額であります。なお、暫定俸給では一律に月給制とする。

三、暫定扶養手当は従來の臨時家族手当に相当するもので、従前の百五十円を二百二十五円に増額する。

四、暫定勤務地手当は従來の臨時勤務地手当のことで、これについては新たに地区区分調査委員會を設置し、この委員會において民主的かつ合理的解決をはかることにしてありますので、それまでは従前の例を施行することにいたしました。

五、職員が法令または本屬上司の承認なく職務しない場合においては、その職務しない期間の暫定加給を減額すること。

六、最後に、本年一月一日以降すでに支給された従前の規定による給與は、この法律による暫定給與の内拂いとみなすこととし、兩者の差額を本年一月にさかのぼつて追給することとした。

次に、これを実施するに必要な予算は一月ないし三月分、一般会計所屬職員の分二十三億五千四百余万円、特別会計所屬職員の分三十七億九千四百余万円、合計六十一億四千九百余万円であり、右の金額は昭和二十二年一度一般会計予算補正第一五号及び特別会計予算補正第一〇号に計上いたしました。

次に繰入金に関する法律案についてであります。政府は政府職員の給與水準を引上げるとともに、給與体系の整備をはかることとしたし、ただいま御説明いたしました法律案を提出いたしましたのであります。大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定においては、その収入の状況に顧み、今回の措置に要する経費等の財源

出席國務大臣

は、これを一般会計からこれらの会計に繰入れる必要があり、必要の金額をそれ／＼繰入れることとしたのであります。

以上の二案は、去る十八日本委員会に付託されたものでありまして、本日大蔵大臣より提案理由の説明を聴取した後、ただちに審議いたしました。政府委員と委員諸君との間に熱心なる質疑應答が交わりましたが、詳しくは會議録に譲りたいと思ひます。

かくて、ほとんど論議も盡されたので、討論を省略し採決いたしましたところ、両案とも全会一致をもつて原案通り可決されたのであります。簡單ながら御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○笹口晃君 自由討論はこれを延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長（松岡駒吉君） 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

明二十日は定刻より本會議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

出席政府委員

大藏事務官 福田 赳夫君
大藏事務官 河野 一之君

〔第二十四号参照〕

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

本案の要旨は、新警察制度の下においても、銃砲等所持禁止令、廣告物取締法、道路交通取締法に關する事務について、なお従前と同様に、その執行に當り得るために、それ等の法令中、都道府縣知事の扱つてきた権限を今後は都道府縣又は市町村の各公安委員會として取扱わしめるようにし、その他必要な字句の訂正をすること、從來警察におおその職務権限の留保せられていた狩猟法その他の關係法律中の一部の事務を、警察法第一條の規定の趣旨に鑑み、今後は完全に警察の手から離して、夫主務官廳に移すために、必要な字句を改めること、遺失物法、銃砲火藥類取締法施行規則その他の法令について、警察法施行後もなお従來通り各警察署において、そ

の執行に當り得るため必要な改正をしようとするものである。

二、本案の目的

これ等の事項は、近く警察法の実施に伴い、これを改正するの必要に迫られたものであつて、從來の警察の権限で、警察法の趣旨に照し、警察の責務として、警察に残すべきものに付、警察法によるどの機關の事務とすべきかを定めると共に、この際警察から他に移讓すべきものは、これを移讓しようとするものである。

三、議案の可決理由

警察法実施の上から關係法令の整理は當然と認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年二月二十七日
治安及び地方 坂東幸太郎
制度委員長
衆議院議長松岡駒吉殿